

暴利行為準則の現況と消費者契約法の立法課題

消費者契約法の運用状況に関する検討会 第2回

2014年4月8日 山本敬三（京都大学）

I. はじめに

1. 問題の所在

1) 現行消費者契約法の構造

(1) 二本立ての規制 — 締結過程の規制と内容規制

(2) 締結過程の規制の特質

(a) ルール型規制

(b) 要件の限定

(ア) 誤認による取消し — 不実告知・断定的判断の提供・不利益事実の不告知

(イ) 困惑による取消し — 不退去・監禁への限定

(3) 内容規制の特質

(a) 不当条項リスト（ルール型規制）＋一般条項

(b) 射程 — 判例の展開とその限界 ex) 更新料条項に関する判例等

(ア) 内容の不当性への限定？

(イ) 付随的条項への限定？

2) 現行消費者契約法でカバーされない問題への対処

(1) 不法行為責任

(2) 公序良俗 — 特に暴利行為準則

2. 検討課題

1) 暴利行為準則の現況

2) 改正課題

(1) 民法改正の方向性

(2) 消費者契約法の改正課題

【参考文献】

山本敬三「法律行為通則に関する改正の現況と課題」法律時報 86 卷 1 号 11 頁（2014 年）

(<http://www.moj.go.jp/content/000120636.pdf>)

II. 暴利行為準則に関する民法改正の現況

1. 暴利行為準則に関する判例・立法提案等の概観

大判昭和 9 年 5 月 1 日民集 13 卷 875 頁

「他人ノ窮迫軽率若ハ無経験ヲ利用シ著シク過当ナル利益ノ獲得ヲ目的トスル法律行為ハ善良ノ風俗ニ反スル事項ヲ目的トスルモノニシテ無効ナリト謂ハサルヘカラス」

民法（債権法）改正検討委員会編 債権法改正の基本方針

【1.5.02】（公序良俗）

〈1〉 公序または良俗に反する法律行為は、無効とする。

〈2〉 当事者の困窮、従属もしくは抑圧状態、または思慮、経験もしくは知識の不足等を利用して、その者の権利を害し、または不当な利益を取得することを内容とする法律行為は、無効とする。

民法（債権関係）の改正に関する中間論点整理

第28 法律行為に関する通則 1 法律行為の効力

(2) 公序良俗違反の具体化

公序良俗違反の一類型として暴利行為に関する判例・学説が蓄積されていることを踏まえ、一般条項の適用の安定性や予測可能性を高める観点から、暴利行為に関する明文の規定を設けるものとするかどうかについて、自由な経済活動を萎縮させるおそれがあるとの指摘、特定の場面についてのみ具体化することによって公序良俗の一般規定としての性格が不明確になるとの指摘などがあることに留意しつつ、更に検討してはどうか。

暴利行為の要件は、伝統的には、①相手方の窮迫、軽率又は無経験に乗じるという主観的要素と、②著しく過当の利益を獲得するという客観的要素からなるとされてきたが、暴利行為に関するルールを明文化する場合には、主観的要素に関しては、相手方の従属状態、抑圧状態、知識の不足に乗じることを付け加えるか、客観的要素に関しては、利益の獲得だけでなく相手方の権利の不当な侵害が暴利行為に該当し得るか、また、「著しく」という要件が必要かについて、更に検討してはどうか。

また、暴利行為のほかに、例えば「状況の濫用」や取締法規に違反する法律行為のうち公序良俗に反するものなど、公序良俗に反する行為の類型であって明文の規定を設けるべきものがあるかどうかについても、検討してはどうか。

(3) 「事項を目的とする」という文言の削除（民法第90条）

民法第90条は、「公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする。」と規定しているが、これを「公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は、無効とする。」と改めるものとしてはどうか。

民法（債権関係）の改正に関する中間試案

2 公序良俗（民法第90条関係）

民法第90条の規律を次のように改めるものとする。

(1) 公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は、無効とするものとする。

(2) 相手方の困窮、経験の不足、知識の不足その他の相手方が法律行為をするかどうかを合理的に判断することができない事情があることを利用して、著しく過大な利益を得、又は相手方に著しく過大な不利益を与える法律行為は、無効とするものとする。

(注) 上記(2)（いわゆる暴利行為）について、相手方の窮迫、軽率又は無経験に乗じて著しく過当な利益を獲得する法律行為は無効とする旨の規定を設けるという考え方がある。また、規定を設けないという考え方がある。

法制審議会民法（債権関係）部会 部会資料73A

第3 法律行為総則（公序良俗）

民法第90条の規律を次のように改めるものとする。

公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は、無効とするものとする。

法制審議会民法（債権関係）部会 部会資料73B

2 過大な利益を得る法律行為等が無効になる場合

民法第90条に次のような規定のいずれかを設けるという考え方について、どのように考える

か。

【甲案】 当事者の一方に著しく過大な利益を得させ、又は相手方に著しく過大な不利益を与える法律行為は、相手方の困窮、経験の不足、知識の不足その他の相手方が法律行為をするかどうかを合理的に判断することができない事情があることを不当に利用してされたものであるときは、無効とするものとする。

【乙案】 法律行為が公の秩序又は善良の風俗に反するか否かについて判断するに当たっては、法律行為の内容、当事者の属性、財産の状況、法律行為に至る経緯その他一切の事情を考慮するものとする。この場合において、法律行為の内容を考慮するに当たっては、当事者がその法律行為によって得る利益及び損失の内容及び程度をも勘案するものとする。

2. 論点の整理

1) 暴利行為準則の明文化の是非

- ① 暴利行為に関する準則を明文化するかどうか
- ② 公序良俗違反の考慮要素として、暴利行為準則に含まれる要素を明示するかどうか

2) 暴利行為準則の定式化

(1) 主観的要素

- ③ 相手方の窮迫、軽率または無経験に乗じるという伝統的な考慮要素の明示にとどめるか
- ④ 「相手方が法律行為をするかどうかを合理的に判断することができない事情があることを不当に利用してされた」という一般的な考慮要素を明示するかどうか
- ⑤ ④の例として、経験の不足、知識の不足の利用を明示するかどうか
- ⑥ ④の例として、従属状態、抑圧状態の利用を明示するかどうか

(2) 客観的要素

- ⑦ 著しく過大な利益を獲得するという伝統的な考慮要素の明示にとどめるか
- ⑧ 相手方に著しく過大な不利益を与えるという要素を明示するかどうか
- ⑨ 「著しく過大な」ではなく、「不当な」という基準にするかどうか

3. 暴利行為準則の明文化の是非

1) 明文化必要論

- (1) 「公序良俗違反の一類型として認められることが判例・学説上確立している」
- (2) 「このような法理を民法第90条の文言から読み取ることは、困難である」
- (3) 「一般条項の適用の安定性や予測可能性を高め、等しきものは等しくあつかうという公平の理念にもかなう」

2) 明文化不要論

(1) 自由な経済活動を萎縮させる恐れ

「契約が無効になるリスクを検討するためにコストが高まったり、取引の迅速性が阻害されたりするなど、自由な経済活動を萎縮させるおそれがある」

★ 暴利行為にあたる場合に公序良俗違反として無効になることは現在でも異論なく承認されているのであるから、少なくとも現在の判例法理に即して適切に明確化されるのであれば、それによってリスクが増加することにはならないはずである

(2) 判例の柔軟な発展を阻害する恐れ

「暴利行為に関する準則は、判例法理としていまだ形成途上にあり、現時点で要件・効果を明文化することは、今後の柔軟な判例法理の生成発展を阻害することになる」

★ 判例法理の生成発展を阻害することのないように適切に定式化することができるのであれば、懸念は当たらない

Ⅲ. 暴利行為に関する判例の現況と改正の課題Ⅰ — 主観的要素

1. 判例の現況

1) 「窮迫」「軽率」「無経験」に相当する要素の利用

(1) 「窮迫」の利用

(a) 経済的困窮の利用

- 【B 4】 会社経営者が資金繰りに窮していることに乗じて、信用組合が500万円を貸し付けるに際し、関係のない他人の債務（144万円）を引き受けることを融資の条件としたケース
- 【B 6】 資金繰りに窮し、倒産等を防ぐために、貸金業者から計420万円を借り入れ、保証人に対し、25～28%の保証料を支払ったケース
- 【B 8】 会社の経営者が事業の運転資金を必要としていたことから、出資法の限度の2倍を超える月2割（年240%）の利息で100万円を借り受けたケース
- 【B 1】 知人から懇請されて貸与するための資金115万円を借り入れ、そのうち50万円の交付を受ける際に、現実に履行が困難な債務を引き受けさせられ、100万円の違約金と年36割の遅延損害金を約定させられたケース

(b) 第三者から債務不履行責任を追及される状況の利用

- 【A 1】 Yから500万円を借り入れ、そのための担保として土地・建物に抵当権等を設定した後、その土地・建物の一部をAに売却し、その代金でYに残債務を弁済し、抵当権等の抹消を求めたところ、登記のための必要書類を保持していたBから、Yに対して有していた債務を引き受けなければ抵当権等の抹消登記手続に協力しないといわれたため、Aへの所有権移転債務の履行に窮したXが、これに応じて205万円分の余分な債務を引き受けたケース
- 【A 2】 隣地所有者から境界確認書に押印してもらわなければ違約金640万円を支払わなければならないという窮状に乗じて320万円の和解金を約定させられたケース

(c) 畏怖・困惑の利用

- 【B 3】 兼業農家Yを欺いて、畑を建築材料置き場として使用する賃借権を取得したほか、Yの無知、弱みにつけいり、畏怖、困惑させて、他の畑と山林についても普通建物の所有を目的として転貸条項の存する賃貸借契約を締結させ、しかも賃料は周辺の土地の半額程度で、権利金も支払われなかったというケース

★これらを受けとめるためには、「窮迫」よりも、「困窮」とする方が望ましい。

(2) 「軽率」「無経験」の利用

- 【B 5】 店舗の賃借権を4億1000万円で買い受ける旨の売買契約を締結した際に、割賦代金の不払により契約が解除されたときは既払金を没収する趣旨の特約がされたが、割賦代金は1ヶ月平均1782万円あまりなのに、売主の代理人が店舗の営業利益について真実に反する説明（実際には1ヶ月211万円程度しかなかったのに1500万円程度である旨の説明）をおこなったのに対し、買主（東宝株式会社）の側が資料の交付すら求めない軽率さに乗じて特約が締結されたというケース
- 【B 7】 資金繰りに窮し、暴力団員の紹介で、1500万円を借り入れ、その所有する建物を譲渡担保に供したが、その際、無知に乗じて、利息を月5%とし6ヶ月分の利息として450万円を天引きされたほか、その後返済に窮したことから、返済期限を1ヶ月猶予するのと引換えに150万円を支払わせた（実質年利は189%を超え、出資法により処罰される限度を超過する）というケース
- 【C 2】 利殖のために北海道の原野を坪あたり3万円で買い受けて所有していたが、その後、別の不動産会社から、当該土地を9万円で転売することを斡旋する、測量費として105万円かかるとの話を持ちかけられ、その一部として55万円を支払ったというケース

- 【C8】親族の利益に偏しているとの疑惑を招く行為をしている弁護士から説明もなく、実際に弁護士の交渉によって得たといえない経済的利益を前提に高額報酬（3516万1500円）を請求された
 - 【C11】86歳の独居老人に突然電話を掛け、無知ないし判断力の乏しさを利用して、少なくとも相場価格が700万円を超えるその所有不動産を時価の2割にしかならない150万円ですべて売却させたケース
 - 【C3】ステーキハウスの営業をおこなうことを目的としてフランチャイズ契約を締結し、加盟金として800万円を支払ったが、立地調査や売上げ予測等もされていないことなどから出店の意思を失い、加盟金の返還を求めたところ、加盟金の返還を一切認めないという特約を理由にこれを拒絶したというケース
— 主観的要素に言及していないが、知識・経験の格差が存在するとみられるケース
- ★これらを受けとめるためには、「軽率」「無経験」よりも、「経験の不足」「知識の不足」、さらに「思慮の不足」とする方が望ましい。

2) その他の要素の利用

(1) 従属状態の利用 — 契約関係において優越的地位が濫用される場合

- 【B2】知名度も著しく低く、格付けも低い歌手がレコード会社との間で準専属契約（期間1年、準専属料月2000円）を締結した際に、準専属契約上の違反行為について500万円の違約金を支払う旨を約定させたというケース
- 【B9】店舗の内装工事を請け負った請負人が漏水事故を起こしたことから、4000万円の損害が生じたことを理由として、請負残代金2500万円の支払をもって清算する旨の合意がされたが、実際には損害は730万円余りだったというケース
- 【B10】フランチャイズ事業を展開する注文者から店舗の施工工事を継続して受注していた請負人が、工事内容や請負代金額を決定しないまま、工事完成引渡し後に査定を経て請負代金額が支払われていたほか、追加工事の有無にかかわらず、査定の段階で機械的な減額がおこなわれ、原価を下回る代金額への減額合意に応じることを余儀なくされていたというケース
- 【C7】Y1が、加盟店契約を締結する信販会社Y2から立替払を受けて利益を得る目的で、Y1の従業員Xに対して、使用者という優越的地位を利用して、売上ノルマを設定し、制服として着物着用を義務づけ、Xの支払能力を超える立替払契約（残債務がXの年収額の1.5倍を超える）を締結させた上で着物等を購入させたというケース

(2) 抑圧状態の利用 — 一方当事者が心理的な圧迫状態にあることが利用される場合

- 【C1】医師から見放された子の難聴を直すため藁をもつかみたい心境を利用して、僧侶が寮術（加持祈祷）を2年3ヶ月の間に700回以上受けさせ、その対価として589万6000円を支払わせたというケース
- 【C4】金融業者から、弟の借り入れた30万円について連帯保証人になるよう執拗に要求され、夜遅くまで居座られた上、金融業者から連れ回されて畏怖していた弟が泣きながら土下座して依頼するなど、心理的圧迫を受け、困惑させられた結果、弟を助けるためには自分が保証人になるしかないと考えて連帯保証契約を締結させられたというケース
- 【C5】夫を亡くし、子が家を出て心の支えを失い精神的に不安定な状態にあった者にさらに不幸が起こるといふ不安に陥らせ、暗示にかかったことを奇貨として易学受講契約を締結させ、138万3000円を支出させたというケース

(3) 判断力の低下の利用 — 認知症やうつ病等により判断力が低下している状態が利用される場合

(最近になってこの種の要素が重視されたと考えられる裁判例がふえている)

- 【B11】 中程度のうつ病に罹患し、判断力や集中力が低下していて、正常な判断ができない状態にあるのに乗じて、投資事業組合を脱退する際に、10億円の価値のある株式をその200分の1以下である465万円で売却させたというケース
- 【C6】 肝性脳症を伴う精神神経障害を発症していた可能性のある者が、18ヶ月の間に合計約5978万7728円の着物・アクセサリ等を購入する売買契約を締結したというケース
- 【C9】 認知症と妹の死をきっかけとする長期間の不安状態のために事理弁識能力が著しく低下し、周囲から孤立しがちで、一見して異常さを感じるほど極めて不潔な生活状況にあったが、親切にされると迎合的な対応をする状態にあったことを利用し、不動産業者がその所有する土地を適正価格(6670万円)の6割に満たない3930万円で売却させたというケース
- 【C10】 高齢で認知症のため財産の管理能力が低下していることを知りながら、親しい友人関係にあるかのように思い込ませて利用し、7年7ヶ月間にわたって計3600万円分の着物・宝石などを購入させ、老後の生活にあてるべき流動資産をほとんど使わせてしまったというケース

2. 改正の課題

1) 民法改正の方向性

(1) 規定の内容

- ① 伝統的定式では、「窮迫」「軽率」「無経験」以外の要素が考慮されないかのように受けとめられる恐れがあり、現在の判例法理を適切に明確化したとはいいがたく、むしろ判例法理の生成発展を阻害するといわざるをえない。
- ② 高齢化社会を反映して、判断力が低下した状態がされるケースがふえていることに照らすと、中間試案のように、「その他の相手方が法律行為をするかどうかを合理的に判断することができない事情」という定式は、現在の判例法理を適切に明確化しているだけでなく、将来の発展を後押しするものというべきである。
- ③ 「乗じて」という表現は、所定の要素がすでにあることが前提となり、それを「悪用する」という意味合いが強い。しかし、実際の裁判例をみると、所定の要素を新たに作り出して利用しているケースもあるため(【A1】 【C4】)、この点でも、「利用して」の方が適切である。

(2) 規定の位置

- ④ 主観的要素のうち、抑圧状態の利用や判断力の低下の利用は、消費者契約においてよく問題になっていることができるが、その他の要素は、消費者契約にかぎらず問題になっている。「軽率」「無経験」ないしは「経験の不足」「知識の不足」も、消費者契約でも問題になるが、かならずしもそれにかぎられない。「窮迫」にあたるものは、非事業者間契約のほか、事業者間契約で問題となってきた。従属状態の利用は、むしろ事業者間契約で典型的に問題となっている。
- ⑤ 裁判例の状況に照らしていうと、暴利行為準則は、消費者契約にかぎらず、広く契約ないし法律行為一般について問題になっているとみることができる。その意味で、この準則は、民法に規定すべきものとして位置づけられる。

2) 消費者契約法の改正課題

(1) 民法改正との関連性

- ⑥ かりに上記のように民法が改正されるのであれば、消費者契約に関するケースもそれで対応が可能である。ただし、その場合でも、暴利行為準則を消費者契約に即して具体化した規定を明文化する可能性は排除されない。
- ⑦ それに対して、かりに伝統的定式にしたがって明文化されるならば、「窮迫」「軽率」「無経験」以外の要素が考慮されるかどうかは定かではないため、少なくとも消費者契約に関しては、他の要

素の考慮を可能にする規定を定めるかどうか問題となりうる。

⑧部会資料73Bの乙案にしたがって公序良俗違反を判断する際の考慮要素のみが明示されるならば、消費者契約に関するケースもそれに対応されることになるが、実際にどのように考慮されるかは定かではなく、不安定さが残ることになる。

⑨暴利行為準則の明文化が見送られた場合は、従来の判例法が維持されることになるが、少なくとも規定からは明らかではなく、不安定さが残ることには変わりはない。

(2) 消費者契約に即した規定を設ける可能性

⑩従来の裁判例のみをみるかぎり、消費者契約に関しては、「経験の不足」「知識の不足」のほか、抑圧状態や判断力の低下の利用が主として問題となっている。そのため、これらの要素を例示しつつ、「その他の消費者が当該契約をするかどうかを合理的に判断することができない事情があることを不当に利用してされた」という要件を定めて（客観的要素は後述する。）、消費者契約を無効とする一般条項類似の規定を定めることが考えられる。

⑪もっとも、このような準則は、本来、消費者契約にかぎらず妥当するものだと考えるならば、消費者契約法にのみこのような規定を定めることが本当に適切かどうかという問題が残ることになる。

IV. 暴利行為に関する判例の現況と改正の課題Ⅱ — 客観的要素

1. 判例の現況

1) 「著しく過大な利益」の取得

多くは数量的または割合的に「著しく過大な利益」が取得されているが、それ自体としては高額とはいえない場合もある。

(1) 安価での財産の取得

(a) 数倍以上の不均衡

【B5】店舗の賃借権を1か月あたりの営業利益(211万円程度)より1000万円以上高額の1ヶ月1782万円の賦払金で売却させたケース

【B11】10億円の価値のある株式をその200分の1以下の465万円で売却させたケース

【C11】時価700万円を超える不動産を2割にしかならない150万円で売却させたケース

(b) そこまでにいたらない不均衡

【B3】畑の賃借権に加えて、普通建物所有を目的とした畑・山林の賃貸借をさせたケース（転貸条項あり・賃料半額・権利金なし）

【B10】原価に満たない請負代金額の減額合意を継続してさせたケース

【C9】適正価格6670万円の土地をその6割に満たない3930万円で売却させたケース

(2) 高利の取得

(a) 年利100%を超える場合

【B7】1500万円を借り入れた際に、実質年利189%を超える利息を支払わせたケース

【B8】100万円を借り受ける際に、年240%の利息を約定させたケース

(b) そこまでにいたらない場合

【B6】計420万円を借り受ける際に、25~28%の保証料を支払わせたケース

(3) 高額の特価の取得

【A2】境界確認書への署名捺印に対して320万円を支払わせたケース（20万円を超える部分は無効とされた）

- 【C3】フランチャイズ契約で800万円の加盟金を支払わせたケース（200万円を超える限度で無効とされた）
- 【C1】2年3ヶ月で療術（加持祈祷）を700回以上受けさせ、589万6000円を支払わせたケース（最初の1年分を超える518万8000円分の限度で無効とされた）
- 【C5】易学受講契約等を締結させ、138万3000円を支出させたケース
- 【C2】北海道の原野の転売を斡旋し、測量費105万円の支払契約を締結させ、その一部として55万円を支払わせたケース

(4) 理由のない債務・負担等の賦課

(a) 負担が相当大きいケース

- 【A1】500万円を借り入れる際に、他人に対する205万円分の債務を引き受けさせられたケース
- 【B1】115万円を借り入れる際に、現実に履行が困難な債務を引き受けさせられ、100万円の違約金と年36割の遅延損害金を約定させられたケース
- 【B2】低い格付けの歌手の準専属契約で、500万円の違約金を約定させられたケース
- 【B4】500万円の貸付けを受ける際に、関係のない他人の債務（144万円）を引き受けることを条件とさせられたケース
- 【B9】実損害は730万円余りなのに、4000万円の損害が生じたことを理由として、請負残代金2500円の支払をもって清算する旨が合意されたケース
- 【C8】実際に弁護士の交渉によって得たといえない経済的利益を前提に、3516万1500円の弁護士報酬を請求されたケース
- 【C7】従業員に対し、年収額の1.5倍を超える立替払契約を締結させた上で、着物等を購入させたケース

(b) 負担が比較的小さいケース

- 【C4】弟の30万円の債務について連帯保証をさせられたケース

2) 相手方に対する「著しく過大な不利益」の付与

例：不要な物の反復売買

- 【C6】18ヶ月の間に合計約5978万7728円の着物・アクセサリ一等を購入させたケース（2000万円分以降を無効とした）
- 【C10】7年7ヶ月にわたって計3600万円分の着物・宝石等を購入させたケース（1381万2090円分以降を無効とした）

2. 改正の課題

1) 民法改正の方向性

(1) 規定の内容

⑫実際に無効とされるかどうかは、取得された利益の絶対的な大きさだけでなく、相手方がそのような負担を課せられる理由の存否のほか、相手方の財産状態、さらには主観的態様等によっても左右されているのではないかと考えられる。

⑬現在の判例法理を示し、かつ、将来の判例法理の生成発展を阻害しないようにするためには、例えば「当事者の一方に不当な利益を得させ」として、「不当」性の評価の中で以上の判断をおこなうことができるようにすることが考えられる。

⑭不要な物を反復して売買する過量販売のケースは、個々の売買の対価が適正なものであるかぎり、

売主の側が「著しく過大な利益を得」たということがむずかしい。このような場合を受けとめるためには、中間試案のように、「相手方に著しく過大な不利益を与える」—— 上述したところからは、ここでも「相手方に不当な不利益を与える」とする方が望ましい—— という要素も明記すべきである。

(2) 規定の位置

⑮従来の裁判例をみるかぎり、以上の傾向について、消費者契約かどうかで、有意な違いはみとれないのではないか。

⑯過量販売のケースは、消費者契約において問題になると考えられるが、「相手方に対する著しく過大な不利益の付与」という要素は、消費者契約以外の場合でも問題になる余地がありそうである。

⑰したがって、規定を置くとなれば、やはり民法に規定すべきであると考えられる。

2) 消費者契約法の改正課題

⑱かりに上記⑥から⑩で指摘したように、消費者契約法で暴利行為準則を具体化した規定を明文化するとするとしても、客観的要素に関しては、一般準則を変更する必要はないと考えられる。

⑲したがって、「事業者に不当な利益を得させ、又は消費者に不当な不利益を与える」と定めるべきだと考えられる。

⑳ただし、そうだとすると、一般準則との違いがないことから、⑪で指摘したように、このような準則を消費者契約法にのみ定めることが本当に適切かどうかという問題が残ることになる。

V. 終わりに

民法改正の方向性

民法第90条に次のような規定を設けるものとする。

当事者の一方の困窮、従属若しくは抑圧状態、又は経験若しくは知識の不足、判断能力の低下その他の相手方が法律行為をするかどうかを合理的に判断することができない事情があることを相手方が不当に利用して、当該の相手方に不当な利益を得させ、又は当該の当事者の一方に不当な不利益を与える法律行為は、無効とする。

消費者契約法の改正課題

上記の民法改正の成否をふまえて、消費者契約法に、次のような規定を設けることの是非について検討すべきである。

消費者の経験若しくは知識の不足、判断力の低下、又は困窮若しくは抑圧状態その他の消費者が契約をするかどうかを合理的に判断することができない事情があることを事業者が不当に利用して、当該事業者に不当な利益を得させ、又は当該消費者に不当な不利益を与える契約は、無効とする。